

48 大学教授等担任の学科に限り公衆を集め演舌をなすの儀

上稟

〔明治十七年三月〕

(注記3)

東京大学教授等其担任ノ学科ニ限り政治ニ属スルモノヲ除キ
(注記1)
 適宜公衆ヲ聚メ學術演説ヲ為スコトヲ得セシメラレ度儀ニ付
 上稟

(注記4)

凡ソ官吏タル者其職務ニ係ル外政談講学ヲ目的トシテ公衆ヲ聚
 メ講談演説ノ席ヲ開ク等不都合之儀ニ付右等之儀無之様各長官
 ニ於テ取締可致旨去ル明治十二年五月中御達有之右ハ畢竟已ム
 ヲ得サルニ出ツル儀トハ存候得共学術上ノ講演ヲ為スカ如キハ
 官吏ト雖モ学術練熟ナルモノニハ之ヲ許可セラル、モ實際弊害
 無カルヘク殊ニ方今ニ在テハ却テ他ノ弊害ヲ矯正スルノ效アル
(注記5)
 ヘクシテ其ノ民業上ニ施政上ニ於ケル裨益モ亦鮮カラサルヘク
 存候蓋シ方今世間講談演説ノ行ハル、コト頗ル盛ナリト雖モ其
 講演スル所ハ政治ノ一事ニ偏シ其学術演説ヲ以テ名トスルモノ
 モ猶ホ且ツ政談ニ渉ルヲ免カレサルモノ多ク殊ニ其講演者ハ大
 抵菲見淺識ノ徒ニシテ動モスレハ詭言激説ヲ放チ其学術演説ニ
 於テモ着実ノ説ヲ為スハ極メテ稀レニシテ概ネ失当ノ論タルヲ
 免カレス而シテ智慮未タ牢固ナラサル民人ノ如キハ勢之ニ鼓動
 誘惑セラレ漸ク着実ノ風ヲ去リテ輕躁ニ移リ遂ニ民業上ニ施政
 上ニ弊害ヲ及ホスコトナキニアラス就テハ此際学術練熟ノ学士
 輩ニ於テ着実切要ノ学術講演ヲ為シ例ヘハ物理化学博物ノ如キ

農工商等実業ニ係ル学理方法ノ如キ其他衛生上教育上ノ事項等
 凡テ日常生活ニ緊要適切ナルモノヲ撰ミ通俗平易ノ言辞ヲ以テ
 講演シ以テ真正適実ノ智見ヲ伝播スルニ至レハ夫ノ詭激ナル政
 談ニ鼓動セラレ不当ノ学術演説ニ誘惑セラレントスル民人ノ如
 キモ自然ニ悟得シテ彼ノ非ヲ去リテ此ノ是ニ移リ輕躁ノ風ヲ転
 シテ着実ニ向フニ至ルヘク且民業上ニ於テモ亦甚タ效益アルヘ
 シ蓋シ我農工商等ハ元來學術ニ矇昧ナルヨリ此理ヲ推シテ彼ニ
 及ホシ彼理ヲ転シテ此ニ用ウル等ノ工夫ニ乏ク變ニ通シ宜キヲ
 図ルノ智識ヲ欠キ從テ其収メ得ヘキノ利益モ之ヲ収ムル能ハス
 或ハ切ニ無謀ノ事業ヲ企テ失敗スルモノモ間々有之儀ニ候然今
 後着実切要ノ学術講演ヲ為シ漸次彼徒ヲシテ學術ノ理法ヲ悟ラ
 シムルニ至レハ其事ノ改善スヘキノハ之レカ改善ヲ図リ其理ノ
 転用スヘキモノハ之レヲ転用シ其無謀ノ企図ハ之ヲ抑止スル等
 農工ニ商ニ其進歩ヲ資クルコト尠少ナラサルヘク又衛生上ニ
 関シテハ伝染病ノ恐れヘクシテ其予防ニ注意セサルヘカラサル
 等ノ理ヲ会得スヘク其教育上ニ関シテモ亦效益アルヘシト存候
 然ルニ右ノ如キ着実切要ノ講演ヲ為スヘキ学術練熟ノ学士輩ハ
 方今概ネ官途ニ在職シ而シテ官吏ハ前陳御達ノ趣ニ因リ講談演
 説ヲ為シ得サルヲ以テ為メニ真理実学伝播ノ途狭マリ從テ輕躁
 淺学ノ徒益々其僻説ヲ逞フスルノ便ヲ得ントス是レ甚タ憂フヘ
 キ事ト存候抑官吏ノ公衆ヲ聚メ講談演説ヲ為スヲ禁止セラレタ
 ルモノハ其ノ或ハ不經ニ属スルコトヲ慮ラル、ニ出ツヘシト雖
 モ其不經ニ渉ル虞アルモノハ政談演述ニ在テ夫ノ真正適実ノ学
 術ニシテ殊ニ練熟ノ学士輩之ヲ講演スルカ如キハ弊害ナクシテ

裨益多キコト前文陳述セシ如キ次第二付自今東京大学教授等ハ其担任ノ学科ニ限り政治ニ属スルモノヲ除キ適宜公衆ヲ聚メ學術講演ヲナスコトヲ許可セラレ候様致度該教授等ハ皆専門ノ學術ニ熟達シ思想モ確實ナルモノニ有之候ヘハ之二學術講演ヲ許スモ決シテ不經ニ渉ルノ虞アラサルヘク而カモ尚ホ取締ノ法ヲ設ケ施政上妨害トナラサル様嚴肅ニ監督ヲ加ヘハ万不都合ノ儀ナカルヘク且其職務ノ性質ニ於テ他ノ一般官吏ト自ラ異ナル所モ有之候ニ付之ニ特許ヲ与ヘラル、モ敢テ不当ニアラサルヘク旁右許可セラレ候トキハ学校教育ト相待テ真正適実ノ學術漸次世間ニ伝播シ其效益不尠ト存候間宜ク御諒察ノ上速ニ御裁可相成度此段上稟候也

明治十七年三月

文部卿 大木喬任

太政大臣 三條實美殿

上申ノ趣聞届候事

明治十七年三月廿七日

(注記9) (注記6)

明治十七年三月廿一日

大臣 花押 (有橋川)

主管参議 花押 (福岡)

内閣書記官 (田中)

文部省上申東京大学教授等其担任ノ学科ニ限り公衆ヲ聚メ演舌ヲ為ス之事

(注記8)

明治十七年三月廿一日

第二局 印

別紙文部省上申東京大学教授等其担任ノ学科ニ限り公衆ヲ聚メ演舌ヲ為スノ件ハ實際效益モ不少儀ニ付御聽許相成可然哉御指令案ヲ具シ仰高裁候也

御指令案

上申ノ趣聞届候事

明治十七年三月廿一日 (小池)

(注記1)

花押 (有橋川) (伊藤)

(注記2)

花押 (山根) (山田) (松方) (西郷) (福岡)

(注記3)

花押

(注記4)

「十一」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「甲一四」

(注記6)

花押

(注記7)

「文甲一四号」

(注記8)

花押 (廣見)

(注記9)

「済」

(注記10)

「太政官第二局第一七号」

〔「自明治十五年至同十八年
公文別録 文部省」
2A.1, ②29〕